

男女共同参画社会の形成に係る学習課題と 学習プログラムの開発に関する研究

研究の概要

男女共同参画社会の形成に係る学習は現代的な課題として指摘されており、学習機会の拡大と充実が求められている。そこで、男女共同参画審議会答申を手がかりに学習課題を整理し、それをもとに学習プログラムの開発を行うことで本県における学習機会の拡大と充実を図ろうとするものである。

本研究を通して、次のことが整理された。

男女共同参画社会に向けた歴史的な経緯を整理したこと。

男女共同参画社会の形成に係る学習の必要性を整理したこと。

男女共同参画社会の形成に係る学習課題を抽出したこと。

男女共同参画社会の形成に係る学習プログラムを4つに類型化し、基本的な考え方と作成上の留意点を示したこと。

キーワード： 男女共同参画社会 世界女性会議 人権教育
現代的な課題 ワークショップ

目 次

1 はじめに	1
2 男女共同参画社会の形成に係る歴史的な経緯	1
(1) 世界の動向	1
(2) 国内の動向	3
(3) 岩手の男女共同参画社会の推進	5
3 男女共同参画社会形成の必要性	5
4 現代的課題としての男女共同参画社会の形成に係る学習の意義	6
5 男女共同参画社会の形成に係る学習機会提供上の課題	6
6 男女共同参画社会の形成に係る学習課題	10
(1) 学習課題抽出の手法	10
(2) 学習課題の抽出	11
7 県内外市町村事例との対比	13
(1) 県内外市町村事例	13
(2) 抽出した学習課題と事例との対比による考察	16
8 男女共同参画アドバイザー養成講座	16
(1) 実施後の評価と反応	18
(2) 講座に活用した学習課題に関する考察	18
9 学習プログラム開発にあたっての基本的な考え方	18
(1) 学習プログラムのとらえ方	18
(2) 学習プログラムの類型化	18
10 学習プログラムの開発	19
(1) 網羅型学習プログラム	19
(2) 系統型学習プログラム	21
(3) 単発型学習プログラム	23
(4) 網羅・系統型学習プログラム	25
11 学習プログラムをより充実させるための学習方法	28
(1) 参加型学習の方法	28
(2) 参加型学習の実際	28
(3) 参加型学習の特徴	30
12 研究のまとめ	31
(1) 研究の成果	31
(2) 研究の課題	31
<主な参考文献>	32

1 はじめに

女性のライフスタイルの多様化や社会進出の増加により、現代社会における人々の行動様式や価値観は大きく変わりつつある。こうした中、依然として存在する性差別的役割分担意識を改め、社会のあらゆる分野で男女共同参画意識を高めていくことが、今日強く求められている。

平成4年7月の生涯学習審議会答申『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』では、男女共同参画社会の形成が、「時代の要請に即応した現代的課題」であることを指摘し、学習機会の拡大と充実を図っていくことが重要であるとしている。

しかし、本県では、男女共同参画社会の形成に関わる学習機会が、女性教育の場でわずかに提供されているものの、成人教育の場における学習機会が拡大、充実しているとは言い得ない状況である。

これは、社会の様々な制度・慣行の中に「男は外で働き、女は家を守る」、「男は主で、女は従」型の固定的な性別役割分担意識が根強く、様々な意思決定の場への女性の参画も進んでいないという現状のなかで、男女共同参画社会の形成に係る学習課題の検討が必ずしも十分とはいえないことや、学習プログラムの開発が遅れていることも要因の一つとして考えられる。

本研究では、男女共同参画社会に係る学習課題を整理するとともに、学習プログラムを開発、提示し、市町村における男女共同参画社会の形成に向けた学習機会の拡大と充実を図ろうとするものである。

2 男女共同参画社会の形成に係る歴史的な経緯

ここでは、男女共同参画社会の形成が目指されるに至った歴史的な経緯を整理することで、男女共同参画社会の形成に係る学習の重要性を確認する。

(1) 世界の動向

戦後、1945年（昭21）の“国連憲章”において、女子差別は「今世紀最大の差別」として位置づけられた。このことは、今世紀になった時点で国政レベルの普通選挙権を有していた国がニュージーランドのみであったことや日本の女性の参政権が戦後獲得されたことなどから、男女平等の意識が世界的に立ち遅れていたことを示している。翌1946年（昭22）には、国連の女性の地位委員会から“人身売買禁止条約”、“女性参政権の確立”、“既婚女性の国籍”についての条約が発せられ、女性の個人としての権利確立のため国際文書が採択される動きが出てきた。

さらに、1948年（昭23）の国連総会において、すべての人民とすべての国民が達成すべき基準として“世界人権宣言”が採択された。その第1条には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつその尊厳と権利について平等である」とうたわれ、女性差別が人権問題としてもとらえられている。その後、20年を経た1967年（昭42）には女子差別撤廃宣言が出されたが、あくまでも宣言であったため法的拘束力はなかった。

しかし、1960年代後半、性差別撤廃を主張する女性解放運動がアメリカで始まったことを機に、性差別撤廃の運動は世界的な広がりをみせている。

ア 第1回国際婦人年世界会議

1972年（昭47）の国連総会において、世界的規模の行動で性差別撤廃に取り組むため1975

年（昭50）を“国際婦人年”とすることを決議した。その1975年（昭50）には、メキシコシティにおいて“第1回国際婦人年世界会議”（第1回世界女性会議）が開催され、“平等・発展・平和”の達成に向け、1976年（昭51）～85年（昭60）までの10年間に各国の政府、公的・民間機関、婦人団体、マスコミ、政党などが取り組むべき計画の指針となる“世界行動計画”が採択された。

1975年（昭50）の“国際婦人年”以降の女性行政がそれ以前にも増して大きく動きだしたのは、“世界行動計画”が単なる差別、平等の提唱でなく「決定作成のあらゆる段階に、女性がより多く、平等に参加する」という男女共同参画社会の実現を明確に打ち出しているからである。

イ 国連婦人の十年中間年世界会議

1979年（昭54）国連総会において、女子に対する差別を撤廃し、男女平等原則を具体化するための基本的かつ包括的な法的国際文書である“女子差別撤廃条約”が採択された。

翌1980年（昭55）コペンハーゲンにおいて“国連婦人の十年中間年世界会議”（第2回世界女性会議）が開催され、ここで日本は“女子差別撤廃条約”に署名し、整備に向けた取り組みを開始した。

1983年（昭58）日本の生涯学習の推進に示唆するところが多いユネスコ教育研究所において“生涯教育の原理の適用に関する専門家国際会議”が開催された。この会議には、ポール・ラングランなどが出席し生涯教育のこれまでの展開の評価を行うとともに、生涯教育が人権問題などグローバルな問題の解決に積極的な貢献を果たすべきことが提案された。

ウ 国連婦人の十年ナイロビ世界会議

1985年（昭60）には、“国連婦人の十年ナイロビ世界会議”（第3回世界女性会議）が開催され、2000年（平12）に向けて各国等が効果的措置をとる上でガイドラインとなる“婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略”が採択された。この“ナイロビ将来戦略”の目標は「結果の平等」、「実質的な平等」を目指すことにあった。そのためには、女性がもっといろいろな意思決定の場に参画すること、つまり、女性は単に体制の外で批判と要求を繰り返すだけでなく、政策を決定する審議会や委員会、行政内の公務員職や、国・地方の議会に多数進出し責任を持ちながら内部を変えていく、という目標が提起された。

同年ユネスコの“第4回国際成人教育会議”において出された“学習権利宣言”では、「学ぶ権利は、今日の人類の重大な問題を解決するのになし得る最良の貢献の一つ」であるとし、「平和とか男女の平等」を人類の未来がかかっている基本的な問題としてとらえている。この宣言は、「男女の平等」が、学ぶことで解決を図るべき問題でもあることを、国際的に明確にしたものだといえる。

1990年（平2）国連の主要機関である“経済社会理事会”において“婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論”が採択された。この見直しと勧告が出されたのは、「ナイロビ戦略は全く実行されていないばかりか、85年の段階からみると事態はむしろ後退している」といった意見が出たためである。その背景には、世界的内戦の多発による貧困（貧困者の70～80%が女性であるという実態）と女性に対する暴力の激発といった状況があった。

なお、女性に対する暴力については、1993年（平5）ウィーンにおける世界人権会議においても「女性の権利は人間としての人権であり、女性に対する暴力は人権の侵害である」ことを宣言及び行動計画で確認し、同年の国連総会でも“女性に対する暴力撤廃宣言”が採択されている。

エ 第4回世界女性会議

1995年（平7）には、北京において“第4回世界女性会議”が開催され、“北京宣言及び行動綱領”が採択された。この会議では“ナイロビ将来戦略”の完全実施を図るための第2回見直しと評価も行われた。行動綱領は、“女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）”と位置づけられ、これには2000年に向けて取り組むべき12の重大問題領域（表-1）ととるべき行動が示されている。その実施に向けては、1996年（平8）末までに各国政府が自国の行動計画を開発し終えることが求められた。

1997年（平9）の“第5回国際成人教育会議”では、成人学習が対応しなければならない21世紀における挑戦的テーマの一つとして“女性の平等の確認”が設けられ、男女共同参画社会の形成に向けた学習の重要性が世界的規模で確認された。

表-1 「第4回世界女性会議行動綱領の「戦略目標及び行動」の12の重大問題領域」

A	女性と貧困	G	権力及び意思決定における女性
B	女性の教育と訓練	H	女性の地位向上のための制度的な仕組み
C	女性と健康	I	女性の人権
D	女性に対する暴力	J	女性とメディア
E	女性と武力紛争	K	女性と環境
F	女性と経済	L	女兒

このような歴史的な経緯から、国連が中心となった男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、欧米諸国や日本だけではなく社会主義国、第三世界の国々を含む地球規模の行動であるといえる。

(2) 国内の状況

ア 国内行動計画

日本は、“第1回国際婦人年世界会議”で採択された“世界行動計画”を受け、昭和50年女性の地位向上のための国内本部機構として婦人問題企画推進本部を設置し、昭和52年に“国内行動計画”を策定した。これは、世界会議において採択された国際文書を踏まえると同時に、日本国憲法で定める法の下での平等を基本的原理としたものであった。

“国内行動計画”の推進上の課題として、次の5項目があげられている。

法制上の婦人の地位の向上

男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進

母性の尊重及び健康の擁護

老後等における経済的安定の確保

国際協力の推進

計画では以上の項目を、国連婦人の十年と並行して推進していくこととした。

イ 女子差別撤廃条約

日本は第2回世界会議で“女子差別撤廃条約”に署名したことにより、昭和58年には国際結婚の場合、母親には子供に日本国籍を与える権利のなかった“国籍法（及び戸籍法）”を改正することとなった。さらに昭和60年には“男女雇用機会均等法”の制定（翌年施行）、高等学校家庭科の男女選択必修制度の導入への方針決定（平成元年新指導要領告示）といった法制度の整備を図るとともに、同年“女子差別撤廃条約”を批准し、その効力が発生することとなった。

ウ 新国内行動計画策定と第一次改定

日本は、第3回世界女性会議の“ナイロビ将来戦略”を受けて昭和62年“西暦2000年に向けての新国内行動計画”（以下、「新国内行動計画」）を策定した。新国内行動計画の目標は、あらゆる領域に男女ともに社会参加し貢献できる“男女平等参加型の社会”の実現を目指すことであった。

さらに、平成2年には国連経済社会理事会の“婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論”の採択を受けて、平成3年“新国内行動計画”を“西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）”（以下「新国内行動計画（第一次改定）」）へと改定し、取り組みへの強化を図った。この改定では、あらゆる分野で女性が男性と共に意思決定の段階に参加し企画立案し、自分自身の意見を反映させていくという“男女共同参画型社会の形成”を目標とし、さらに確固たる取り組みをすることとなった。

こうした流れを受け、翌平成4年には生涯学習審議会答申において“男女共同参画型社会の形成”が学習する必要がある課題、すなわち現代的課題として提示されることとなった。

さらに女性を取り巻く労働環境の整備を目的として平成4年には“育児休業法”が施行されたことで、働く男女の子供を育てるための選択肢が広がることとなった。平成5年には“パートタイム労働法”も施行され、短時間労働者の雇用改善がなされた。平成7年には介護を要する家族を抱える男女労働者の介護休業制度が法制化され、“育児・介護休業法”として従来の“育児休業法”が大幅に改正されることとなった。この法律は、平成11年に施行されることとなっている。

このように主に雇用面での法の整備が進められたのは、ILO（国連の専門機関である国際労働機関）が昭和56年に採択した“男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約”（ILO156号条約）を批准するためであった。準備が整った平成7年に、日本はこの条約を批准している。

エ 新たな行動計画「男女共同参画2000年プラン」

日本は、“第4回世界女性会議”の“北京宣言及び行動綱領”を受けて、“新国内行動計画（第一次改定）”をさらに見直すこととなった。すでに平成6年、内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会は、21世紀を展望した総合ビジョンについて検討していたが、“第4回世界女性会議”の成果も視野に入れながら審議を進めた結果、平成8年7月、定義、理念、

目標を明らかにするとともに目指すべき方向とそれに至る道筋を提示した『男女共同参画ビジョン』を答申した。この答申は、おおむね2010年までを念頭に作成されたものである。これをもとに、これまでの成果と課題を踏まえながら新たな行動計画となる“男女共同参画2000年プラン”が平成8年12月に策定され、施策が推進されているところである。

(3) 岩手県における男女共同参画社会の推進

本県では、平成4年『いわて女性さわやかプラン』が策定され、5つの主要課題を設定し(表-2)女性施策の総合的な推進が図られている。平成3年度から平成7年度までの5カ年の施策を経て、新たに平成8年度から12年度までの具体的施策を策定し、男女共同参画社会の形成を目指し取り組んでいるところである。また、県内市町村においても行動計画が徐々に策定されはじめており、それと同時に生涯学習の中でも男女共同参画社会の形成に係る学習が進められようとしている。

なお、世界・国・県の歴史的な動向については表-4に一覧として示した。

表-2「本県女性行動計画主要課題」

1	男女平等をめぐる意識変革の推進
2	あらゆる場への男女の共同参画の推進
3	多様な生き方の選択を可能にする条件の整備
4	長寿社会に対応した福祉の充実
5	国際化への対応と交流の推進

3 男女共同参画社会の形成の必要性

男女が社会のあらゆる分野において共同参画することは、人権の確立という視点から要請されるところであり、歴史の中で確実に進展してきたことは前述した経緯の通りである。しかし、21世紀を迎えるに当たって経済・社会の在り方とその変化が男女共同参画社会の実現を必要とするというもう一つの側面にも注目しなくてはならない。

男女共同参画審議会の答申『男女共同参画ビジョン』では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、“少子・高齢化の進展”、“国内経済活動の成熟化”、“情報通信の高度化”、“家族形態の多様化”、“地域社会の変化”の視点から男女共同参画社会の必要性について次のように指摘している。

(1) 少子・高齢化の進展

少子・高齢化に伴い、労働力人口の減少が、今後の経済・社会の円滑な運営、国民全体の生活水準の維持に大きな影響を及ぼそうとしている。このように社会構造が急速に変化する中で、男女が平等に社会生活をおくるための環境整備を求める動きともなっている。

(2) 国内経済活動の成熟化

国内市場で競争力を失った産業を保護するためのコストの増加は産業の発展を妨げるばかり

か、高齢化に伴う国民負担の増加と相まって成長産業の海外流出を引き起こしかねない。しかし、国際的にみて生産性の低い産業が縮小、あるいは海外移転などの国際分業が進められる中、専門的・技術的職業を中心に人材が広く求められ、また高齢化の中、長期的に増大する要介護者に対し、良質な介護サービスの提供が求められている。このような社会の要請に応えるためにも女性を取り巻く様々な差別的要因を取り除き、男女が共に職業生活を全うできる社会の構築が急務である。

(3) 情報通信の高度化

情報機器や通信ネットワークの普及によって、専門的な職種の増加やテレワーク（情報通信を活用した在宅勤務等の遠隔型勤務形態）など就業形態・勤務形態の多様化が促され、これに見合った適切な能力開発が行われることで、男女とも均等な就業の場の拡大が図られることが必要である。

(4) 家族形態の多様化

核家族化の進行、生活場面の分裂など家族形態の多様化が進む中、育児、介護、家事労働など依然として家庭での負担が女性に集中している。そのため家庭生活における男女の共同参画は、女性の家庭での負担の軽減や継続的な就業を可能にするなど家庭の基盤を確かなものとする上で必要である。

(5) 地域社会の変化

地域における多彩な活動の多くの部分に、職業に携わらない活力ある女性たちが大きな役割を果たしてきた。しかし、職業経験や多様な社会経験を持つ女性の増加は、地域の活動に新たな活力をもたらし、意思決定過程への女性の参画を促し、地域の活性化と男女間の役割の平等化が期待できる。これらはボランティア活動を活性化させ、その影響力を強めるとともに、生涯にわたる学習意欲の高まりと相まって、市民活動を通じた個人の能力の社会還元をもたらすこととなる。しいては、NGO、NPOなどの活動へと発展することにもなる。

4 現代的課題としての男女共同参画社会の形成に係る学習の意義

歴史的な流れをみると、国際成人教育会議の動向や平成3年に策定された“新国内行動計画”は、日本における生涯学習の在り方に大きな影響を及ぼしている。

平成4年の生涯学習審議会答申では現代的な課題の学習の意義について「科学技術の高度化、情報化、国際化、高齢化の進展等により、急激な変化を遂げつつある。そのことが人間の生き方、価値観、行動様式を変化させ、従来の生き方、価値観、行動様式が、時代の要請するものとそぐわなくなっている」ため、社会の変化に対応するため学習する必要があると指摘している。

男女共同参画社会の形成は、地球規模で取り組まれる女性の差別撤廃の動きとともに、これまで女性の負うことの多かった介護、家事、育児などに代表されるような仕事など、あらゆる社会の分野で男女共同参画の意識をもってそれぞれの役割分担をすることが、これからの社会変化に対応できるカギであり、そのためにも男女共同参画に係る学習機会が、年代を問わずすべての国民に提供されることが必要とされている。

5 男女共同参画社会の形成に係る学習機会提供上の課題

行政が学習機会の提供を推進していくためには、二つの側面をおさえておく必要がある。一つは、

住民からの学習要求を重視した上で企画、実施するもので、もう一つは、住民からの学習要求が少なくても、住民にとって必要不可欠なテーマについての学習を企画、実施することである。

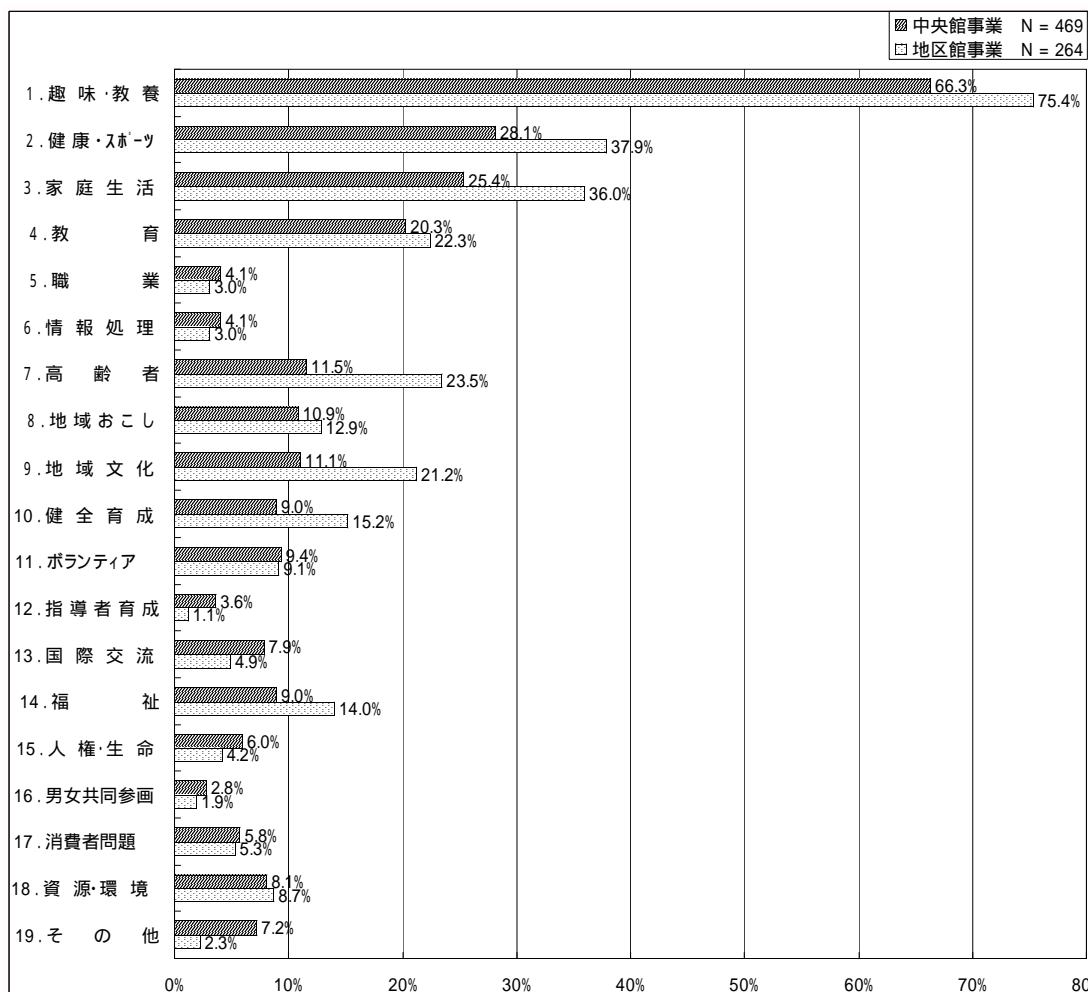
男女共同参画社会の形成に係る学習は、住民の要求を待つまでもなく、必要課題として取り組むことが大切である。しかし、平成4年の生涯学習審議会答申では「必ずしも、現代的課題のような社会性・公共性のある学習課題への取り組みは十分とはいえない。」とした上で、行政の役割として「生涯学習関連機関の連携・協力の強化、学級・講座の開設、……等、特段の協力が必要である。」と指摘している。

また、学習機会の拡充のために、「現代的課題に対する人々の学習意欲を高めるような魅力あるプログラムを開発・提供することが必要である。」ことも指摘している。

平成8年度岩手県立生涯学習推進センターが行った“公民館事業に関する調査”(表-3)結果で本県における学習状況をみると、ボランティア、国際交流、福祉、人権、男女共同参画などの現代的課題に関する学習機会が少ないことがわかる。

したがって、本県においても現代的な課題に関する学習機会の拡充が求められる状況にあることがわかる。特に“男女共同参画社会に関する学習”の機会は低率であるため、学習課題を整理し学習プログラムの開発を行うことが“男女共同参画社会の形成に関する学習”の拡充のための契機となるものとする。

表 - 3 「公民館事業における学習内容」



(平成8年度岩手県立生涯学習推進センター「公民館事業における学習内容」)

表 - 4 「世界の動きと日本の動き」(年表)

	国際的な動き	国の動き	県の動き
1945年(昭21)	国連憲章		
1946年(昭22)	国連婦人の地位委員会から「人身売買禁止条約」「女性参政権の確立」「既婚女性の国籍」についての条約発せられる		
1948年(昭24)	世界人権宣言		
1967年(昭42)	女子差別撤廃宣言		
1975年(昭50)	国際婦人年 (目標: 平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議 (於: メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置	
1976~1985年 (昭51~60)	国連婦人の十年(目標: 平等、開発、平和)	民法改正(離婚復氏制度)	
1977年(昭52)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館オープン	企画調整部青少年対策課において、婦人問題に関する総括事務を所管 婦人問題関係課長会議開催 婦人対策懇談会設置
1978年(昭53)			「岩手婦人対策の方向」を策定 「岩手婦人の集い」「岩手県婦人問題研究会議」開催 「婦人情報」創刊
1979年(昭54)	国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択		企画調整部青少年婦人課設置 「婦人週間ブロック会議」開催 婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人派遣
1980年(昭55)	「国連婦人の十年」中間世界会議(於: コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	民法改正(配偶者の相続1/3 1/2)	婦人海外研修「中華人民共和国」に5人派遣(56年は6人)
1981年(昭56)	ILO156号条約を採択		
1982年(昭57)			岩手県婦人の船洋上研修開始 県単独による婦人海外研修(10人をヨーロッパへ)
1983年(昭58)	「生涯教育の原理適用に関する専門家国際会議」で生涯教育が人権問題解決へ貢献することが提案される	国籍法(及び戸籍法)改正	
1984年(昭59)			
1985年(昭60)	「国連婦人の十年」世界会議(於: ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 第4回国際成人教育会議「学習権利宣言」	「国籍法」の施行(父系血統主義から父母両系血統主義へ) 「男女雇用機会均等法」の公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」批准	

	国際的な動き	国の動き	県の動き
1986年(昭61)		国民年金法改正(女性の年金権確立) 婦人問題企画推進本部拡充 婦人問題企画推進有識者会議(婦人問題企画推進会議の後身)開催決定	
1987年(昭62)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988年(昭63)			「新岩手の婦人対策の方向」を策定
1989年(平元)		新学習指導要領の告示(家庭科の男女共修)	岩手県婦人行政推進連絡会議設置 「いわて女と男のさわやかフォーラム」開催(「婦人の集い」を改称)
1990年(平2)	国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		「婦人週間いわて地域フォーラム」開催(「ブロック会議」を改称)
1991年(平3)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定	
1992年(平4)		「育児休業法」の施行 生涯学習審議会答申において「男女共同参画型社会」が現代的課題として取り上げられる	「いわて女性さわやかプラン」を策定(計画期間:平成3年度~平成12年度、ただし具体的施策は平成3年度~平成7年度まで)
1993年(平5)	世界人権会議、国連総会で「女性に対する暴力撤廃宣言」採択	「パートタイム労働法」成立 第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	青少年婦人課を青少年女性課に改称 「さわやか地域フォーラム」開催
1994年(平6)		男女共同参画室、男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置	
1995年(平7)	第4回世界女性会議(於:北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化) ILO156号条約批准	従来の「いわて女性の船」事業を拡大し、第1回いわて女性洋上セミナー実施
1996年(平8)		男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」を答申 男女共同参画2000年プラン 平成12年までの国内行動計画策定	「いわて女性さわやかプラン」具体的施策策定(計画期間:平成8年度~平成12年度)
1997年(平9)	第5回国際成人教育会議で21世紀における挑戦的テーマ設定(「女性の平等の確認」等)		
1998年(平10)		男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」の制定を求める答申提出	「岩手の男女に関する意識調査」実施
1999年(平11)		「育児・介護休業法」施行 「改正男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「農村・農業・農村基本法」の公布、施行	いわて男女共同参画プラン策定
2000年(平12)	女性2000年会議(ニューヨーク)	男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	

6 男女共同参画社会の形成に係る学習課題

ここでは、男女共同参画社会の形成に係る学習プログラムを編成する上で、基本的な視点となる学習課題の設定を試みることにする。一般に、学習課題とは、生活課題（解決すべき生活上の課題）を解決するために学習が必要となる問題であり、しかも課題とは、本人が自覚し顕在化している場合もあるが、その性質として多くは他者が判断し設定する、という方向性をもったものと定義されている。本研究ではこの認識に立って検討を進めることにする。

なお、学習課題設定のための手がかりとして、『男女共同参画ビジョン』（男女共同参画審議会答申）を参考にすることとし、さらに、県内外市町村の学習事例と学習課題を対比し考察を加えることとした。

(1) 学習課題抽出の手法

現在、男女共同参画社会の形成に係る学習課題は明確化されているとは言い難く、体系化もなされていない。そこで学習課題設定の基礎資料として、『男女共同参画ビジョン』をよりどころとすることとした。その中では、「国、地方公共団体はもとより、企業や各種の団体、国民一人一人」が取り組むべき課題を推進課題として、5つの分野にわたり15項目が提示されており、表-5のようにそれらを整理した。

表-5 「男女共同参画社会を目指すための推進課題」（『男女共同参画ビジョン』）

ア	性別による偏りのない社会システムの構築
A	性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し・検討
B	男女が共に有償労働と無償労働をバランスよく担える社会制度の構築
C	生活者の視点が反映された社会基盤の整備
イ	職場・家庭・地域における男女共同参画の確立
D	雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
E	農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進
F	男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援
G	高齢期における男女共同参画の促進
ウ	政策・方針決定過程への男女共同参画の促進
H	政策・方針決定過程への女性の参画の促進
I	積極的参画推進措置（ポジティブ・アクション）の検討
エ	性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取組の強化
J	女性に対する暴力の撤廃
K	メディアにおける人権の推進
L	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の確立
M	男女平等を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
オ	地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
N	国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
O	「平等・開発・平和」の達成に向けた積極的貢献

学習課題の抽出の方法としては、これら15項目の推進課題で述べられている現状と課題及び取り組みの視点を精査し、その中から学習によって解決が図られることが望ましいと考えられるものを洗い出し、それをもとに学習課題を抽出するという手順をとることとした。抽出後の検討のため、学習課題には記号を付し、現状と課題とともに列挙することとした。なお、学習課題の表現については、学習者の視点で記すこととする。

(2) 学習課題の抽出

抽出した学習課題を推進課題と対比させると次のようになる。

表 - 6 「推進課題と学習課題」

推 進 課 題 (分野別)	学 習 課 題
<p>ア．性別による偏りのない社会システムの構築 A 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し</p> <hr/> <p>B 男女が共に有償労働と無償労働をバランスよく担える社会制度の構築</p> <hr/> <p>C 生活者の視点が反映された社会基盤の整備</p>	<p>A-1 女性の地位向上を目指すに至る歴史（日本・世界）について知る A-2 性別役割は社会、文化によって異なることを知る（文化人類学的視点） A-3 婚姻制度にみる男女平等上の課題を知る A-4 配偶者に関わる税制・社会保障制度の仕組みを知る A-5 家族政策に関わる課題を国際比較から考える A-6 伝統的家族制度の中の性役割分担について考える A-7 地域社会の慣行と性役割について考える A-8 日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく A-9 性ととらわれず自分らしく生きるということについて考える（アサーティブな自己表現を学ぶ）</p> <hr/> <p>B-1 無償労働の意義について理解する B-2 家庭・地域の活動における男女共同を考える</p> <hr/> <p>C-1 生活者の視点をいかした社会生活基盤づくりの在り方を考える C-2 バリアフリー（ユニバーサル）な社会参画の在り方について考える</p>
<p>イ．職場・家庭・地域における男女共同参画の確立 D 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保</p> <hr/> <p>E 農林水産業、商工業等の自営業における男女共同参画の促進</p> <hr/> <p>F 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援</p> <hr/> <p>G 高齢期における男女共同参画の促進</p>	<p>D-1 男女雇用機会均等法と職場における課題を知る D-2 パートタイム労働の現状と課題を知る D-3 女性の就業に対する障害を知る D-4 生活者の視点が生きる仕事の在り方を考える D-5 職業観、職業意識について考える</p> <hr/> <p>E-1 自営業における望ましい男女の共同の在り方を考える</p> <hr/> <p>F-1 男女共同参画社会とはどのような社会になることが考える F-2 家族的責任と家庭責任について意義と必要性を知る F-3 育児・介護休暇について理解する F-4 職業と家庭生活の両立について考える F-5 生きがいについて考える F-6 男性の地域活動への積極的な参加について考える F-7 男性と女性のパートナーシップの在り方を考える F-8 地域社会におけるジェンダーに気づく</p> <hr/> <p>G-1 高齢化からみる男女共同参画社会の課題を考える G-2 女性と男性の自立について考える G-3 向老期の学びと生きがいについて考える G-4 高齢期の学びと生きがいについて考える G-5 シルバー離婚の現状と課題を知る</p>
<p>ウ．政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 H 政策・方針決定過程への女性の参画の促進</p> <hr/> <p>I 積極的参画推進措置（ポジティブ・アクション）の検討</p>	<p>H-1 政策・方針決定過程への女性の参画状況の把握と課題を考える H-2 男女共同参画社会基本法成立の意義と内容について理解する</p> <hr/> <p>I-1 国内の行動計画の内容を知る I-2 我が県（市町村・企業）の男女共同参画の取組を知る</p>

<p>エ．性別にとらわれずに生きる権利を推進・擁護する取組の強化</p> <p>Ｊ 女性に対する暴力の撤廃</p> <hr/> <p>Ｋ メディアにおける人権の推進</p> <hr/> <p>Ｌ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)の確立</p> <hr/> <p>Ｍ 男女平等を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p>	<p>J-1 ドメスティックバイオレンスの実態と問題を知る</p> <p>J-2 ドメスティックバイオレンスへの対応と対等を考える</p> <p>J-3 職場でのセクシャル・ハラスメントについて考える</p> <p>J-4 性犯罪防止についてその対策を考える</p> <hr/> <p>K-1 メディアにみる性・暴力表現について考える</p> <p>K-2 メディアの中の固定的性役割表現について考える</p> <hr/> <p>L-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方を知る</p> <p>L-2 女性のライフサイクルに応じた健康の在り方について考える</p> <p>L-3 女性の健康を脅かす問題について理解する</p> <p>M-1 家庭での親のしつけと性役割意識について考える</p> <p>M-2 学校における固定的な役割分担意識を考える</p> <p>M-3 家庭、学校、地域、職場での男女共同参画社会の形成に係る学習とその在り方について考える</p> <p>M-4 P T A活動における男女共同参画の在り方考える</p>
<p>オ．地球社会の「平等・開発・平和」への貢献</p> <p>Ｎ 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透</p> <hr/> <p>Ｏ 「平等・開発・平和」の達成に向けた積極的貢献</p>	<p>N-1 世界女性会議などの国際的な取組と内容を知る</p> <p>N-2 女子差別撤廃条約(I L O156号条約)の内容を知り、日本の現状と課題を考える</p> <p>N-3 世界の国々の男女共同参画社会の形成への取組を知る</p> <hr/> <p>O-1 世界の難民、戦争と女性、子どもの置かれた現状を知り、支援の在り方について考える(WID/GADの視点)</p> <p>O-2 N G O、N P Oとその活動について理解する</p> <p>O-3 ボランティア活動を通じた社会参加の在り方考える</p>

7 県内外市町村事例との対比

ここでは、事例から学習プログラムの学習課題を読み取り、抽出した学習課題と対比することで妥当性を検討し、確認しようとするものである。

(1) 県内外市町村事例

以下に、県内外3つの先行事例とそれぞれについて読み取った学習課題を紹介する。

事例1 : T市（成人対象）

この講座の5回の学習から次の順に学習課題を読み取ることができる。

- 「家庭の中の性役割を考えること」(1回目)
- 「性にとらわれず自分らしく生きることについて考えること」(2回目)
- 「健康づくり」(3回目)
- 「メディアの中のジェンダーを知ること」(4回目)
- 「性に縛られない職業意識と職業選択を知ること」(5回目)

と示すことができる。

女と男のパートナーシップセミナー

目的

女性と男性が共同で社会を創ろうという意識が広がる中、今なお、家庭や社会には長い歴史のなかで培われた男女の性差による役割を固定的にとらえる意識が根強く残っている。(社会的・文化的につくられた男女の性差「ジェンダー」)この意識を変革していくためには、女性自身が自らつくっている内なる女性問題に気づくことが必要である。また、男性も仕事に縛られずに、家庭や地域で人間らしく生きられ、男女が共に個性を尊重しながら、自分らしい生き方を選択し、行動するための自己開発学習のきっかけづくりとする。

対象：成人（性別を問わない）各コース30名

学習内容

テーマ：見つけよう これからの私

ねらい：・自らつくっている壁に気づく

・これからのより自分らしい生き方を探す

回	学習テーマ	講師
1	家庭における妻の立場、夫の立場	大学講師
2	自分らしく生きるために 男と女、役割分担していませんか ～男だから、女だからもう古い～	大学助教授
3	男だって女だって元気が一番！リズムカルに 軽やかにウォーキング (講義と実技)	社会体育講師
4	女性情報誌の編集を通して見えてきたもの ～女の言い分、男の言い分～	女性情報紙編集者
5	個性キラリ！好きです この仕事 ～男女の壁を乗り越えて～	職業に携わっている男女

事例2 : S市(成人対象)

この講座の8回の学習から次の学習課題を読み取ることができる。

- 「メディアの中のジェンダーに気づくこと」(1回目)
- 「伝統的な家族制度の中の女性問題をお墓を通して考えること」(2回目)
- 「職業・家庭・地域での男女のパートナーシップの在り方を考えること」(3回目)
- 「生きがいについて考えること」(4回目)
- 「家事・育児への男性の参加を考えること」(5回目)
- 「男性の自立を考えること」(6回目)
- 「固定的な性役割を考えること」(7回目)
- 「性にとらわれない自分らしい生き方を考えること」(8回目)

と示すことができる。

講座名：サタデーサロン		
<p>目的 この事業は、性差にとらわれず、自由に、伸び伸びと、明るく生きる楽しさを目的に行われている講座である。</p>		
<p>対象 成人男女(夫婦歓迎)40名</p>		
<p>学習内容</p>		
区分	学習テーマ	講 師
1	「メディアにみる女性観・男性観」 ・ TVアニメ、映画のビデオを見たり、グループで話し合ったりしてメディアの中の性差に気づく。	新聞記者
2	「お墓って何だろう？」 ・ 夫婦別姓等家族形態が多様化し、高齢化社会を迎える中でお墓と女性問題について考える。	高齢者協同組合
3	「女の本音・男の本根」 ・ 物語を通して、男女の本音を出し合うことで、パートナーとしての関わり方を考える。	大学教授
4	「熟年人生、いききと」 ・ 高齢化社会を迎える中での、充実した熟年の生き方を考える。	生涯学習実践者
5	「家事と育児は楽しいもんだ」 ・ 男性の家事、育児への参加を考える ・ よりよいパートナーシップを求めて	大学教授
6	「簡単クッキング」 ・ 男性を中心とした料理教室で、生活的な面での自立を考える。	料理研究家
7	「男らしさの病」 ・ 男らしさにとらわれているために、自由に伸び伸びと生きることが制約されているという男性問題について考える。	大学教授
8	「講座生全員集合」討論会 ・ 性差にとらわれず「自分らしさ」を求めて、気軽に意見交換をする。	社会教育主事

事例3 : O市（成人対象）

この講座の10回の学習から次の学習課題を読み取ることができる。

- 「国際的な規範に基づいた男女平等についての法を知ること」(1・2回目)
- 「女子差別撤廃条約を通して女性の権利について学ぶこと」(2回目)
- 「憲法に保障された平等、自由と自立の意義について学ぶこと」(3回目)
- 「法からみる家庭における男女平等について学ぶこと」(4・5回目)
- 「働く女性にかかわる法について知ること」(5回目)
- 「働く女性と家族的責任の在り方について学ぶこと」(6・7回目)、
- 「女性の暮らしの中の改善を図る社会保障制度について学ぶこと」(8・9回目)
- 「女性に対する暴力への法的措置について学ぶこと」(10回目)
- 「女性が自分の健康を守る意識の大切さについて学ぶこと」(10回目)

と示すことができる。

法律で考える女性問題

目的

現在、女性問題解決のために各種の施策が講じられ、かなめとなる法の整備が進んでいる。この講座では、女性の視点から、それら施策や法の在り方について学ぶ。

対象

成人男女50名

学習内容

区分	学習テーマ	講師
1	女性問題の解決と法律 ～「法識字の達成」は世界の目標～	弁護士
2	国際社会と女性の権利 ～「女性差別撤廃条約」～	弁護士
3	憲法の中の女性 ～男女平等、自由と自立～	弁護士
4	変わる家族法 ～夫婦関係と法律～	弁護士
5	変わる家族法 ～親子関係と法律～	弁護士
6	働く女性と法律 ～「労働基準法」と「男女雇用機会均等法」～	弁護士
7	働く女性と法律 ～家族的責任（育児、介護など）への支援体制～	弁護士
8	女性の暮らしと社会保障 ～社会福祉施策と公的年金制度～	弁護士
9	女性の暮らしと社会保障 ～高齢化社会と介護保険制度の成立～	弁護士
10	性と法律 ～セクハラと性暴力、リプロダクティブ・ヘルス/ライツへ～	弁護士

(2) 抽出した学習課題と事例との対比による考察

抽出した学習課題について次のように考察をまとめた。

- ア 抽出した学習課題に各事例の学習から読み取った学習課題が対応し、抽出した学習課題が概ね学習課題の設定に生かされることがわかった。しかしながら、事例が少なく該当した学習課題以外の検討ができないため、今後も学習事例を収集し、抽出した学習課題の妥当性について研究を進める必要がある。
- イ 事例の学習から読み取った学習課題は、複合的に構成されている場合があることがわかる。これは、抽出した学習課題に関連性があることがわかる他、講座の企画者の意図等によって、内容に反映されるものと考えられる。
- ウ T市、S市の事例にみられるように様々な学習課題を設定することで、男女共同参画社会に関する多様な学習機会を設定することが可能である。
- エ O市の事例は、“法律”に焦点を絞った講座であるが、多くの学習課題にまたがっていることから、焦点化されたテーマからも多様な学習が構成されると考えられる。
- オ 次にあげる抽出した学習課題に対応する講座が2例ずつみられる。「婚姻制度にみる男女平等上の課題を知る(A-3)」、「性にとらわれず自分らしく生きるということについて考える(A-9)」、「男性と女性のパートナーシップの在り方を考える(F-7)」、「メディアの中の固定的性役割表現について考える(K-2)」
- これらは「A 性別による偏りにつながる制度・慣行の見直し」、「F 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援」、「K メディアにおける人権の推進」という推進課題に対応している。古くから存在する固定的性役割を学習の対象とする一方、現代の情報化社会でも多くの課題が存在することが推察できる。

次に、岩手県立生涯学習推進センターにおいて指導者向けの講座を企画、実施した事例を紹介する。この講座は、抽出した学習課題をもとに学習内容を立案したものである。

8 男女共同参画アドバイザー養成講座

この講座は、平成10年度岩手県立生涯学習推進センターにおいて、指導者養成を目的に実施したものである。指導者の資質に必要な、施策、学習の企画立案、方法に関する学習課題に留意するとともに、日常、家庭、職場という身近な生活を通して男女共同参画社会の形成について学んでいけるよう学習課題を選定し企画した。プログラムには選定した学習課題番号を付している。(表-6参照)

平成10年度男女共同参画アドバイザー養成講座実施要項

- 1 目的
男女共同参画社会の形成を目指し、男女平等をめぐる諸課題についての理解を深め、地域における学習活動や地域活動における指導者の育成を図る。
- 2 主催
岩手県教育委員会
- 3 主管
岩手県立生涯学習推進センター
- 4 対象
 - (1) 社会教育行政職員
 - (2) 県市町村一般行政職員
 - (3) その他、特に主催者が認めた者

5 定員
30名

6 日程及び内容

[前期]

期	学習テーマ	学習内容	講師・指導者等	学習課題例
9月28日(月)	演習 (30分) 「チェックリストで自己確認」	東京女性財団発行のチェックリストを利用し、日常生活でのジェンダー度を自ら確認する。	生涯学習推進センター職員	A-8
	講義 (90分) 「今、なぜ男女共同参画社会か」	女性の地位向上を目指す過程(女性解放運動史)から女性も自分らしく生きることの大切さと、男女共同参画の必要性について考える。	大学教授	A-1 F-1
	講義 (60分) 「岩手の男女共同参画づくり」	本県ではどのような男女共同参画に関する施策が行われ、また現状はどうか、その状況を知る。	女性施策担当職員	I-2
9月29日(火)	講義・演習 (180分) 「女性学からジェンダー論へ」	身近な問題を取り上げ、ワークショップを通して周りに潜むジェンダーに気づき、またジェンダーの視点にたった敏感な感覚を養う。	専門職員	A-8
	講義 (90分) 「職場における男女共同参画を考える」	職場における男女共同参画を男女雇用機会均等法、労働基準法などの法律から理解し、さらに現状と課題を知ることで解決のための検討の必要性を知る。	労働行政職員	D-1 D-2 D-3
	講義 (90分) 「家庭の中のジェンダー」	女性の人権が侵害されている現状があることを知り、弱者である女性がまだまだ力をつけていかななくてはならない状況にあることを理解する。	福祉行政職員	J-1 J-2
30日	講義と演習 (195分) 「男女が共に生きていくために」	心理劇(ロールプレイング)を通して、家庭での男女共生のあり方について考える。	大学教授	F-7 M-3

[後期]

期	学習テーマ	学習内容	講師・指導者等	学習課題
11月18日(水)	講義とグループ討議 (160分) 「情報化社会におけるジェンダー」	メディアにおける性差別の現状を映画やテレビ番組のアニメビデオを用いながら、グループごとの話し合いを通して気づく。また、今日のメディアの負う責務の重要性についても知る。	大学教授	K-2
11月19日(木)	演習 (180分) 「学習プログラムの実際」	男女共同参画社会に向けて各市町村ではどのような学習が必要とされているかプログラム作成を通して考える。	生涯学習推進センター職員	M-3
	講義と演習 (180分) 「男女共同参画社会に向けた学習方法」	男女共同参画社会の形成に係る学習に効果的な方法を、身近な題材を用い体験することで学び、しかも男女共生の視点をもって問題解決する大切さを理解する。	大学教授	M-3
20日(金)	事例発表 (90分) 「我が町の男女共同参画プランと生涯学習事業」	県内市町村で行われている男女共同参画社会の形成に係る学習の様子を通し、様々な問題点や成果について意見交流することで、学習することの大切さを確認し普及を図る契機とする。	市町村職員	I-2 M-3

(1) 実施後の評価と反応

本講座が初めての取り組みであったことや、県内での男女共同参画社会の形成に関する学習の実施状況等を踏まえながら、抽出した学習課題をもとに講座を企画し、実施した。その結果、受講者の方々は、家庭、職場などの日常生活や自分自身の中に潜む多くの固定的役割分担意識に気づくとともに、男女共同参画社会の形成について各々の考えを持つことができたのではないかと考える。特に各々の考えが、決して受容するものばかりではなくとも、反応があったこと自体大きな成果だったと考えている。

受講者の方々の反応を幾つか紹介する。

学習するにつれ、本当に日本が男女共同参画社会になったら大変な混乱になるだろうと不安に陥る。私は、男性の家事、育児参加などある部分については賛成だが、やっぱり女性は女性らしくありたい。

自分の中でわかったような、わからないようなところがあり、生活の中でこれがジェンダーと勇気を持って言えない。男女共同参画社会にはまだほど遠い感がある。

お互いに高まりあおう、尊敬しあおうという相互理解、相互扶助の意識が家庭の中に生まれてこない限り、個人の利益に走りがちでは男女共同参画は実現されないと思う。

今回の研修を終えてみて、無意識の中にジェンダーがあるんだということに気づかされ、カルチャーショックでした。自分では「男だから、女だから」という固定観念は持っていなかったはずなのに。

(2) 講座に活用した学習課題に関する考察

抽出した学習課題を踏まえた講座を実施した結果、次のように考察をまとめた。

- ア 指導者が対象であることから一般住民対象の講座とは内容において多少の違いはあったものの、抽出した学習課題を踏まえ講座を企画できる見通しがついた。
- イ 推進課題の領域(表-6参照)において、「オ 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」に関する領域の学習課題が入っていないことから、次回講座を企画する上で押さえる視点とするなど、抽出した学習課題の中から過不足を指摘することができる。
- ウ 抽出した学習課題を用いることで、講座で取り上げる学習内容の視点が明確になるものと考えられる。

9 学習プログラム開発にあたっての基本的な考え方

(1) 学習プログラムのとらえ方

本研究における学習プログラムは、「個別事業計画」である学級・講座を想定することとし、その開発にあたるものである。

(2) 学習プログラムの類型化

各都道府県教育委員会、女性センター等の報告書から男女共同参画に関する学習プログラムを抜粋、整理し、別冊のプログラム事例集をまとめた。これを次の4つに類型化し、プログラム開発を行うこととする。

ア 多様な学習課題が網羅されている学級・講座の学習プログラム。

これを、「網羅型学習プログラム」と呼ぶこととする。

イ 焦点化された学習課題をもとに学習内容が系統的に配列されている学級・講座の学習プログラム。

これを、「系統型学習プログラム」と呼ぶこととする。

ウ 単発的な学習として提供されている学習プログラム。

これを、「単発型学習プログラム」と呼ぶこととする。

エ 多様な学習課題が網羅されながらも系統化されている学習プログラム。

これを、「網羅・系統型学習プログラム」と呼ぶこととする。

10 学習プログラムの開発

開発にあたっては、それぞれ事例を掲げるとともに、プログラム作成についての基本的な考え方やプログラム作成上の留意点を示すものとする。

(1) 網羅型学習プログラム

事例：平成11年度岩手県釜石市教育委員会「かまいしトライ・アングルセミナー」から

1. 趣旨

女性と男性が等しく責任を担いながら、お互いの個性や能力、感性を發揮し、男女共同参画という新しいライフスタイルを創造するため、男女を取り巻く様々な問題を基礎からわかり易い内容で学習する機会を提供する。

2. テーマ 一緒に考えてみませんか？男女のパートナーシップ

3. 主催 釜石市教育委員会

4. 対象 一般男女

5. 学習会場 釜石市民文化会館

6. 時間 18:30～20:30

7. 受講料 無料

8. 日程内容

回	期 日	時 間	テ ー マ	講 師	学 習 課 題
1	11月25日(木)	18:30～ 20:30	ジェンダーってなあに？《開講式》 《これらの言葉を知っていますか》	青少年女性 室職員	日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく
2	12月 2日(木)	18:30～ 20:30	21世紀のキーワード 《いま、なぜ男女共同参画か？》	大学助教授	男女共同参画社会とはどのような社会になることが考える
3	12月10日(金)	18:30～ 20:30	男と女の常識を斬る 《お笑いジェンダー講座》	大学助教授	配偶者に関わる税制・社会保障制度の仕組みを知る
4	12月14日(火)	18:30～ 20:30	身近なことから...家庭で 《私と家族のいい関係》	大学助手	家族的責任と家庭責任について意義と必要性を知る
5	1月14日(金)	18:30～ 20:30	身近なことから...学校で 《隠れたカリキュラムを考える》	大学教授	学校における固定的な役割分担意識を考える
6	1月25日(火)	18:30～ 20:30	身近なことから...職場で 《「セハラ」と「コミュニケーション」の境界線》	東京都職員	職場でのセクシャル・ハラスメントについて考える
7	2月10日(木)	18:30～ 20:30	未来への責任と選択 《少子・高齢化時代の処方箋》	研究機関理 事	バリアフリーな社会参画の在り方について考える
8	2月22日(火)	18:30～ 20:30	女性を活性化するには	企業課長	男女雇用機会均等法と職場における課題を知る
9	3月 2日(木)	18:30～ 20:30	ティンブレイク・気軽な演習 《閉講式》	青少年女性 室職員	性にとらわれず自分らしく生きることについて考える

学習課題の項目については、研究に際し別途挿入したものである。

このプログラムは、様々な学習内容で構成されており、学習課題が多様に設定されたものである。

「日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく(A-8)」(以下同様に表 - 6「推進課題と学習課題」による学習課題番号を付す)や「男女共同参画社会とは(F-1)」といった学習課題が踏まえられており、1、2回目の講座は基本的な学習内容となっている。

3～8回目の講座では、男女共同参画社会を目指す上での税制・社会保障制度に関する問題や家庭、学校、職場におけるジェンダーについてなど、様々な領域へと学習が展開されている。

9回目には、講座のまとめとして再度自分を振り返る機会が設定されている。

網羅型学習プログラムの作成

ア 基本的な考え方

網羅型学習プログラムは、主に男女共同参画学習に初めて取り組む人々を対象とし、多様な学習課題を提供するものである。

人の意識にかかわるこうした学習は、人それぞれの考え方、経験の違いがあるため、進め方に際しては、導入の段階、展開の段階、終末の段階のようにステップを踏むことが有効であり、導入の段階では一般的な知識として理解させるだけの学習にならないよう配慮する必要がある。

以下に、講座全体の構成のあり方について基本的な考え方を提示する。

(ア) 導入の段階での認知(気づき)

学習者の意識は、年齢や経験により異なることから、導入の段階では、一人一人の多様な考えを引き出し、社会における固定的な性役割の存在と自分自身が固定観念にとらわれていることに気づく学習からはじめることが望ましい。

気づきの学習には、学習者が主体となり他者との交流の中で自分の意識を問い直そうとするワークショップが有効である。

(イ) 展開の段階での認識(理解・知識の蓄積)

導入段階での気づきの学習を踏まえ、多様な学習課題を設定する。それによって固定的な性役割を生み出す社会構造等を理解し認識を深めることができ、自分や社会のあり方について振り返る契機とする。

(ウ) 終末の段階でのまとめ(コミュニケーション)

学習が一過性になることのないよう、学んだことを整理することが必要である。

学習のまとめとして整理するためには、学習者相互がジェンダーについて日頃考えていること、感じていること、あるいは講座を通して気づいたこと、認識したことを表現しあうコミュニケーション活動が有効である。このことにより、実践意欲を高め、次の学習意欲を喚起することが期待できる。

次の図は、以上の基本的な考え方をもとに作成した網羅型学習プログラムである。

図 - 1 網羅型学習プログラム

学習の段階	学習を進める上での留意点	学習課題の例示
導入の段階 (気づき)	気づきのための場面を設定すること。	「日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく(A-8)」 「男女共同参画社会とはどのような社会になることか考える(F-1)」
展開の段階 (理解・知識の蓄積)	認識を深めるために多様な学習課題を地域の実態に応じて設定すること。	「男女雇用機会均等法と職場における課題を知る(D-1)」 「男女共同参画社会基本法成立の意義と内容について理解する(H-2)」 「ドメスティックバイオレンスの実態と問題を知る(J-1)」 「メディアの中の固定的性役割表現について考える(K-2)」
終末の段階 (コミュニケーション)	話し合いなどによるまとめをすること。	「性にとらわれず自分らしく生きるということについて考える(A-9)」

イ プログラム作成上の留意点

導入の段階では認知の場面が必要であり、特に学習課題「日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく(A-8)」の設定が有効である。

展開の段階では、多様な学習課題の設定によって認識が深められるよう配慮されなければならない。また、地域の実態に応じて、偏りのない学習課題を設定することが必要である。

(2) 系統型学習プログラム

事例 : 山梨県教育委員会「女と男の共同参画社会の形成をめざして」(平成10年3月)から

	テーマ	学習内容	講師	学習課題
1	「原始女性は」	1. 原始時代の女性 2. 大和・奈良時代の女性(万葉の女) 3. 平安の女流文学 4. 源平の戦い(常盤、巴御前) 5. 鎌倉時代の女性(北条政子) 6. 室町、安土桃山時代(戦国の女)	元女性総合センター館長	「女性の地位向上を目指すに至る歴史について知る(A-1)」
2	「江戸時代の女性 - 女大学を学ぶ - 」	1. 將軍職の世襲 2. 身分制度 3. 家制度の確立 4. 文化の花開く元禄時代 5. 女大学(和俗童子・教女子法)		
3	「明治初期の女性 - 与謝野晶子他 - 」	1. 「家」について 2. 女大学宝箱から女性の地位を考える 3. 娘・嫁・姑の座 4. 明治初期の女性(樋口一葉他)		
	「暗黒の時代 - 平塚らいてうを中心に - 」	1. 明治維新(福沢諭吉の封建的女性批判) 2. 女性参政権の産声一声で終わる		

4		3. 大日本帝国憲法と民法 4. 平塚らいてふ生誕 5. 青鞜 6. 平塚らいてふと青鞜	
5	「山の動く日 - 大正・昭和前期の女性たち - 」	1. 大正時代と大正デモクラシー 2. 昭和前期（普通選挙） 3. 大正・昭和の女歌	
6	「未明から夜明け - 市川房枝の活動を中心に - 」	1. 治安警察法改正運動 2. 婦人参政権運動 3. 婦人弁護士の道 4. 婦人公民権 5. 婦人参政権前夜 6. 婦人参政権行使	

学習課題の項目については、研究に際し別途挿入したものである。

このプログラムは、「女性の地位向上を目指すに至る歴史(日本・世界)について知る(A-1)」という学習課題に焦点をあて、組み立てられたものである。

日本の女性の歴史を切り口に、それぞれの時代の人物に視点をあて系統的な学習ができるよう構成され、なぜ現代において男女共同参画が問われているか、認識が深められる講座となっている。

系統型学習プログラムの作成

ア 基本的な考え方

系統型学習プログラムは、焦点化された学習課題をもとに系統的に配列された学習内容を提供するものである。

以下に、学習課題の焦点化と学習内容の系統化について基本的な考え方を提示する。

(ア) 学習課題の焦点化

学習課題が焦点化された講座は、学習内容も限定できることから、専門的な学習が可能である。

(イ) 学習内容の系統化

学習内容の系統化にあたっては、講師と担当者との綿密な打ち合わせが要求される。

山梨県の事例は時系列で組み立てられているが、学習の深まりをねらうのか、あるいは学習の広がりを求めるのか、によっても系統化が可能である。

次の図は、以上の基本的な考え方をもとに作成した系統型学習プログラムである。

図 - 2 系統型学習プログラム 1 (学習の深まりを意図したプログラム)

学習課題「男女雇用機会均等法と職場における課題を知る(D-1)」

回	学習内容の概要
1	・男女雇用機会均等法が成立するまでの背景（講義）
2	・男女雇用機会均等法の改善の経緯（講義）
3	・男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法（講義と話し合い）
4	・諸外国の施策（講義）
5	・職場での実態（事例発表・討議）
6	・今後の方向（VTR等を用いたワークショップ）

図 - 3 系統型学習プログラム2 (学習の広がりを意図したプログラム)

学習課題「日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく(A-8)」

回	学習内容の概要
1	・メディアの中の性差別表現について(講義)
2	・テレビの映像にみる性差別表現(調査)
3	・新聞にみる性差別表現(調査)
4	・雑誌にみる性差別表現(調査)
5	・ホームページにみる性差別表現(調査)
6	・発表会

イ プログラム作成上の留意点

学習課題の焦点化にあたっては、プログラムの系統化がポイントになる。その際、学習者の認識の違いによって学習の深め方や広め方に配慮する必要がある。

系統型学習プログラムが専門的な学習に用いやすいことを考えると、網羅型学習プログラムによる学習者の次のステップになるプログラムととらえることができる。

(3) 単発型学習プログラム

事例 : 福岡県福岡市女性センター事業概要(平成9年度)から

「どうする介護問題? ~男・女・そして社会で支える体制を目指して~」

1. ねらい

家族的責任を有する男女労働者が家族の介護が必要になった時に、働きながら介護を乗り切ることができるように、仕事と介護の両立に役立つ法律・制度や心構えなどについて学ぶ。

2. 期 日

平成8年10月19日(土)

3. 展 開

時 間	学 習 内 容	講 師	学 習 課 題
14:00 ~15:00	講 演 「仕事と介護の両立を考える」	大学教授	「家族的責任と家庭責任について意義と必要性を知る(F-2)」
15:15 ~15:45	ビデオ上映 「働きながらの介護~その両立のために」		
15:50 ~ 16:30	体験発表&ディスカッション 「男の介護」 「働きながらの在宅介護~呆けの母との15年」	実践者 呆け老人をかかえる家族の会代表	「職業と家庭生活の両立について考える(F-4)」

学習課題の項目については、研究に際し別途挿入したものである。

このプログラムは、身近な生活課題についての基礎的な学習が、単発の学習機会として設定されたものである。介護問題についてのテーマではあるが、男女共同参画の考え方が盛り込まれている。

このようなプログラムは、地域の課題等を取り上げた町民講座(図-4)などに組み込むことも容易であり、図-5のような組み込んだプログラムも考えられる。

図 - 4 町民講座例

回	学 習 内 容	時 間	講 師
1	外国から見た日本人（講義）	2.0	県国際交流員
2	私のボランティア活動（講義・質疑）	2.0	公務員
3	若者の精神病理学的な問題（講義）	2.0	臨床心理士
4	遺跡の最新情報（講義）	2.0	埋蔵文化センター職員
5	生活排水のもたらす河川や海への影響（講義）	2.0	市環境保全課長

図 - 5 事例が組み込まれた町民講座例

回	学 習 内 容	時 間	講 師
1	外国から見た日本人（講義）	2.0	県国際交流員
2	私のボランティア活動（講義・質疑）	2.0	公務員
3	「どうする介護問題？～男・女・そして社会で支える体制を目指して～」(講演・ビデオ上映・体験発表&ディスカッション)	2.5	大学教授 実践者・呆け老人をかかえる家族の会代表
4	若者の精神病理学的な問題（講義）	2.0	臨床心理士
5	遺跡の最新情報（講義）	2.0	埋蔵文化センター職員
6	生活排水のもたらす河川や海への影響（講義）	2.0	市環境保全課長

単発型学習プログラムの作成

ア 基本的な考え方

単発型学習プログラムは、それ自体が一つの学習機会の提供となるが、町民講座例でも示したように一連の講座の配列の中に組み込んだ形としても提供できるものである。

このように講座の中に組み込むことは、男女共同参画という必要課題をできる限り受け入れやすい形として提供することになると考えられる。

以下に、他の学習内容の配列との関連と学習の展開の工夫について基本的な考え方を提示する。

(ア) 他の学習内容の配列との関連

各市町村では様々な学級・講座が実施されていることから、その中に単発的な学習を組み込む機会が十分考えられる。その際、他の学習内容の配列にも留意しなければならない。

環境に関する講座の中に「ドメスティックバイオレンスの実態と問題を知る」という学習課題を設定すれば違和感のある学習となってしまうが、ボランティアや介護に関する講座の中に事例のような単発的な学習を組み込むことにより、講座として成立させることができる。

また、家庭教育に関する講座や環境に関する講座、既存の学級・講座にも組み込むこともできる。その際、企画者は、家事、育児、介護を女性のみの問題にとらえていないか、などといったジェンダーに敏感な視点を持って、どこに組み込むかを考える必要がある。

(イ) 学習の展開の工夫

男女共同参画に関する学習に対する要求は弱く、関心を高めるよう工夫された展開が必要である。

講義や講演による学習に加えてVTR教材の利用や話し合いを取り入れるなど、多様な学習方法を活用することによって、気づきの学習の展開が図られるよう配慮することが必要である。

イ プログラム作成上の留意点

学習課題には、地域、家庭、職場、学校に関するものがある。また、健康、メディア、国際社会、ボランティア、高齢社会など他の現代的課題と密接に関連しているものもある。

したがって、学習課題の設定にあたっては、学級・講座のねらいを踏まえると同時に、組み込む箇所については、前後との流れを図った学習内容とする必要がある。

なお、単独で学習を提供する場合でも、ジェンダーに敏感な視点を持って企画することが必要である。

(4) 網羅・系統型学習プログラム

事例：平成11年度男女共同参画アドバイザー養成講座

- 1 目的
男女共同参画社会の形成を目指し、男女平等をめぐる諸課題についての理解を深め、地域における学習活動や地域活動における指導者の育成を図る。
- 2 主催 岩手県教育委員会
- 3 主管 岩手県立生涯学習推進センター
- 4 対象 社会教育行政職員・教員、県市町村一般行政職員、主催者が認めた者
- 5 定員 30名
- 6 期間 (前期) 平成11年 7月 14日(水) ~ 16日(金) 3日間
(後期) 平成11年10月 5日(火) ~ 7日(木) 3日間
- 7 会場 岩手県立生涯学習推進センター
- 8 日程及び内容

〔前期〕

月	日	時間	講座内容	講師・指導者	学習課題
第1日	7月14日	13:00	開講式 オリエンテーション		
		13:15			
		13:20	講義 「男女共同参画社会基本法の 目指すもの」	県立大学看護学部 看護学科長 石井トク	男女共同参画社会基本法成立 の意義と内容について理解する
		14:50	講話 「保母から保育士へ」	新里村立茂市児童館 保育士 涌田広重	職業観、職業意識について考える
		16:00			
第2日	7月15日	9:00	講義と演習 「男女が共に生きていくために」 ～ロールプレイングを通して～	文教大学 教授 佐藤啓子	・日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく ・家庭、学校、地域、職場での男女共同参画社会の形成に係る学習とその在り方について考える
		12:00			
		13:00			
		16:00			
第3日	7月16日	9:00	講義 「農村地域における男女共同参画」	県立大学 助教授 吉野英岐	自営業における望ましい男女の共同の在り方を考える
		10:30			
		10:40	講話 「生きて、輝いて～変動期を生き抜いた女たちの記録」	元ジャーナリスト 熊谷佳枝	女性の地位向上を目指すに至る歴史について知る
		11:40			
		11:45	閉講式		
		11:55			

〔後期〕

月 日	時間	講 座 内 容	講師・指導者	学習課題
第1日	10月 13:00	開講式 オリエンテーション		
	10月 13:15 16:00	講義とワークショップ 「男女共同参画社会を考える」 ～参加型学習の方法と実際～	東洋英和女学院大学 教授 藤村久美子	家庭、学校、地域、職場での男女共同参画社会の形成に係る学習とその在り方について知る
第2日	10月 9:00	講義と演習 「男女共同参画学習プログラム作成」	生涯学習推進センター職員	家庭、学校、地域、職場での男女共同参画社会の形成に係る学習とその在り方について知る
	10月 12:00 13:00			
	10月 14:00	講義 「学校の中のジェンダーを考える」	神奈川大学 教授 入江直子	学校における固定的な役割分担意識を考える
	10月 16:00	講演 「ジェンダーに敏感な職員になるために」	(株)吉田産業 総務部長 三ヶ森勝男	生活者の視点が生きる仕事の在り方を考える
第3日	10月 10:30	研修のまとめ	生涯学習推進センター職員	性にとらわれず自分らしく生きるということについて考える
	10月 10:40			
	10月 11:10 11:15 11:30	閉講式		

学習課題の項目については、研究に際し別途挿入したものである。

当推進センターでは、指導者養成を目的として平成10、11年度と男女共同参画アドバイザー養成講座を実施してきた。平成10年度のプログラムについては、1年次の学習課題検証事例として先に示した通りである。

11年度の講座では、本研究で抽出した学習課題を踏まえたプログラムを企画し、学習課題の妥当性について検証を試みた。

2カ年の実践を通して、指導者を養成するためのプログラムには、学習課題「家庭、学校、地域、職場での男女共同参画社会の形成に係る学習とその在り方について考える(M-3)」の設定が必要であることが確認できた。この学習課題からは、学習機会を提供するための専門的な知識・技能を習得する学習方法を学ぶこと、学習プログラムの流れについて理解を深めることを学習内容として設定した。

指導者養成のプログラム作成にあたっては、できるだけ多くの学習課題を網羅することが必要である。また、指導にあたっては、ジェンダーに敏感な視点の育成を身につけること、学習方法を学ぶこと、学習プログラムの企画力を高めることが必要である。

本講座のプログラムでは、それらを系統的に配列することとした。

網羅・系統型学習プログラムの作成

ア 基本的な考え方

網羅・系統型学習プログラムは、指導者養成を目的とした講座に多くみられ、学習を深化させるためには、網羅型学習プログラム、系統型学習プログラムに比べより有効である。

以下に、このプログラムを構成する要素とその系統化について基本的な考え方を提示する。

(ア) プログラムを構成する要素

特に指導者養成を目的とした場合、次のような要素が必要である。

ジェンダーに敏感な視点を育成するための学習

問題意識の形成を図るために、問題に気づくという基礎的な学習をもとに、多様な学習課題を設定する必要がある。

学習方法についての学習

企画・運営者が学習支援者としての技能の向上を図るためには、様々な参加型学習の方法について経験することが必要である。

学習プログラムの企画力を高めるための学習

企画力を高めるためには、学習プログラムの立案の学習を行うことが大切である。

(イ) 学習を構成するための要素の系統化

ジェンダーに敏感な視点を育成し、学習方法についての技能を身につけ、企画・運営に生きるような学習を行うという流れは、学習者の意識の流れにそった展開であると考えられる。

次の図は、以上の基本的な考え方をもとに作成した網羅・系統型学習プログラムである。

図 - 6 網羅・系統型学習プログラム案

構成要素	学習課題	学習内容例
ジェンダーに敏感な視点を育成するための学習	「男女共同参画社会とはどのような社会になることか考える(F-1)」	地域社会や制度等に関わる学習を通して、その中に潜む性差別に気づく
学習方法についての学習	「家庭、学校、地域、画社会の形成に係る学習とその在り方について考える(M-3)」	ワークショップの体験を通して、学習方法に関わる技能を身につける
学習プログラムについて理解を深める学習		プログラム事例の検討やプログラム作成演習を通して、企画力を高める

イ プログラム作成上の留意点

ジェンダーに敏感な視点の育成を基本とし、その上で学習方法を体験的に身につけ、さらに

企画・運営する力や指導する力を培っていくという流れに留意し、プログラムを作成することが必要である。

なお、学習方法を経験することは、そのこと自体ジェンダーに敏感な視点を育成するための学習にもなる。また、プログラム作成の学習は、学習者の意識の流れを擬似体験することにもなり、取り上げた学習内容について学ぼうとする意欲や問題意識が高まることとなる。このことは、より充実した学習機会の提供につながるものと考えられる。

11 学習プログラムをより充実させるための学習方法

成人は、自発的・自律的に学習しようとする存在であることから、学習の場面においては、各人の経験や意識を大事にしながら引き出すような方法をとることが大切である。

特に男女共同参画学習のように人権に関する学習については、学習者主体の学習方法が望まれる。

このような中で、学習者が主体的に問題解決を図る「参加型学習」が注目されている。

(1) 参加型学習の方法

参加型学習の学習形態は、一般に「ワークショップ」と呼ばれている。ワークショップでは、グループでの話し合いが基本的なあり方として位置づけられており、グループでの話し合いを進めるために様々な方法が工夫されている。例えば、ブレインストーミング、ロールプレイ、ディベート、KJ法などがある。

こうした方法により、グループでの話し合いを活発にすることは、学習者が学習方法を身につけるとともに、学習を継続していく力を養うこととなる。

そのためには、ワークショップによる学習の最後のまとめとして学習活動をふり返って、どのような方法で何を得たかをグループまたは個人で確認することが大切である。

(2) 参加型学習の実際

参加型学習においては、学習者の主体的な学習を支援することが必要となる。こうしたかわりをする学習支援者はファシリテーターと呼ばれ、指導者にこの役割は求められている。

次に、参加型学習を試行した実践事例を掲げることとする。

北上市での実践事例：グループみこしの参加体験型学習「ちがいのちがいジェンダーフリーバージョン」の試行を通して

北上市では平成11年度に男女共同参画講

講座のプログラムは、網羅型プログラムに属するものと考えられることから、基本的な考え方にそって、導入段階での認知の学習に効果のあるワークショップを行うこととした。

ワークショップには、参加型学習の方法の開発と実践に優れた実績を示しているグループみこしの教材を活用することとした。

図 - 7 北上市男女共同参画講座プログラム

回	期 日	学習テーマ	指導者
1	1.21(金) 13:40 ~ 16:10	「男女共同参画社会について話し合おう」	学習支援者 生涯学習推進 センター職員
2	1.24(月) 13:30 ~ 16:00	「農村地域における男女共同参画」	講師 県立大学助教授
3	1.31(月) 13:30 ~ 16:00	「21世紀の女性と男性」 - 共に豊かに働く -	講師 労働省岩手女性少年室長

以下に、その実践の概略を示す。

日 時：平成12年 1月21日（金）13:40～16:10
場 所：北上市役所 5階第1・2会議室
学習課題：「日常生活におけるステレオタイプな考え方に気づく(A-8)」
学 習 者：31名（うち男性4名）

学習支援者のかかわり

【資料 - 1】のカードを【資料 - 2】のシートに自分の考えにしたがって分類するよう指示。（7分）

【資料 - 3】のシート2に分類の結果を記入するように指示。（15分）
カードとシート2の項目が対応するように番号を付すと便利。

各グループ内で自己紹介。その後司会者、記録者などを決めるよう指示。（10分）
話し合い後、グループ発表があることも知らせる。

【資料 - 4】シート3にグループ内の項目ごとの集計を指示。（15分）

各グループをまわり、集計結果を確認する。
特に「あってはいけないちがい」、「あっていいちがい」に意見が明確にわかれた項目に注目させる。

「あってはいけないちがい」、「あっていいちがい」に意見が分かれた項目についてグループで結論を出すよう指示。次に、それ以外のものについても結論をだすための話し合いを行うよう指示。（30分）
人それぞれ考えの違いがあること、少数意見であっても聞き合う、述べ合う態度が共同参画の基本であることを確認する。

各グループから話し合いの結果についての発表。（1グループ5分）
発表パターンとして「もとは～だったが、～という話し合いの結果～となった。」を提示しておく。

学習者の活動

普段の自分の考えにそって、「あってはいけないちがい」、「どちらともいえない」、「あってもいいちがい」に分類する。

【資料 - 3】のシート2に分類の結果を記入する。

自己紹介
司会者、記録者の決定。
グループによって発表者も決定。

【資料 - 4】シート3に記録者が集計結果を記入。

司会者が話し合いを進行。
記録者は結論にいたった理由を簡潔に記入する。

（休憩）

発表する。
グループ内で発表のフォロー。

〔学習を進める上での留意点〕

- ・学習に入る際、学習方法の説明を行うこと。
- ・話し合いの際、少数意見は、多数に引き込まれがちになるためグループをまわりながら、援助すること。
- ・話し合いの際、考えの違いがあることを充分容認すること。

- ・グループ発表終了の際、発表に対する感想をもらうこと。
- ・学習のまとめとして、受講者が主役の学習であったこと、人それぞれ考え方は違うがグループの話し合いで期待される結果が生まれること、身近なところにある性差に敏感になること等を説明するとともに、何か一つ問題提起し次回への橋渡しとすること。

実践では、次回の講座が「農村地域における男女共同参画」をテーマとしているため、農業委員に女性が少ないことは「あってはいけないちがい」、「どちらともいえない」、「あってもいいちがい」なのかを投げかけて終了した。

【資料 - 1】カード

女性の賃金は男性の60%ほどである。	女の子は家の手伝いをするようにいわれるが男の子はいわれない。
⋮	⋮

【資料 - 2】シート

あっては いけない ちがい	どちらとも いえない	あっても いいちがい
---------------------	---------------	---------------

【資料 - 3】シート2

カード \ 結果	結果		
	あっては いけない	どちらとも いえない	あっても いい
女性の賃金は男性の60%ほどである			
女の子は家の手伝いをするようにいわれるが男の子はいわれない			
国会議員に占める女性議員の割合が8%である			

【資料 - 4】シート3

カード \ 結果	結果			結論と理由
	あっては いけない	どちらとも いえない	あっても いい	
女性の賃金は男性の60%ほどである				
女の子は家の手伝いをするようにいわれるが男の子はいわれない				
国会議員に占める女性議員の割合が8%である				

(3) 参加型学習の特徴

参加型学習の特徴は、少人数で短期集中的に課題解決へ向けた取り組みができる、ということである。

こうした特徴を生かすためには、ファシリテーターである指導者自身が学習方法や学習プロセスの展開について学び、実践を積むことが重要であろう。

このように参加型学習の実践を積むことは、学習者の自発的、自律的な学習を援助、展開する上で有効である。

12 研究のまとめ

本研究では、男女共同参画社会の実現が目指されるに至った経緯と必要性、そして学習の意義をまとめ、その上で『男女共同参画ビジョン』（答申）を手がかりとして学習課題を整理した。さらに、学習課題をもとに学習機会の拡大と充実を図るため、学習プログラムの開発を行った。

男女共同参画に関わる学習というのは、自らの生き方や生活、行動の在り方について立ち止まって見つめ直す契機であり、他の人々の生活、生き方、価値観などに接し、自分を取り巻く環境や生き方について問う機会なのではないか、と考える。

以下に、本研究の成果と課題をまとめる。

(1) 研究の成果

- ア 男女共同参画社会の形成に至る経緯と学習の意義について整理することができた。
- イ 男女共同参画社会の形成を目指す上での現状と課題を整理し、それをもとに学習課題を抽出することができた。
- ウ 事例及び男女共同参画アドバイザー養成講座を通して、抽出した学習課題の妥当性を検証することができた。
- エ 学習課題をもとにプログラムを類型化するとともに、プログラム作成についての基本的な考え方及び学習課題の取り上げ方について提示することができた。
- オ 学習プログラムをより充実するための学習方法について、実践を通してその有効性を提示することができた。

(2) 今後の課題

- ア 男女共同参画に関わる学習は、人権に関する学習の一つであることから、住民の生活を一体的に支援する行政施策の中で取り組むことが最も有効であると考えられる。人権に関する学習を全庁的な課題とした取り組みなどが期待される。
- イ 今後、より一層の学習機会の拡充を図るためには、本研究において提示したプログラムに地域の実態に応じてさらに検討を加えるとともに、抽出した学習課題が有効、適切であるか多くの実践をもってさらに検証される必要がある。
- ウ 自分のこれまでの考え方に気づくことは、人権に関する学習の基本である。これまで行われてきた学習方法に加え、気づきのための有効な学習方法が、実践的に検討される必要がある。

〔主な参考文献〕

- 1 『男女共同参画ビジョン』 男女共同参画審議会答申(平8.7.30)
- 2 『女性学教育/学習ハンドブック』 国立婦人教育会館編(平8.11.30)
- 3 『男女共同参画白書』 総理府編(平10.7.17)
- 4 『新しい女性の創造』 ベティ・フリーダン 三浦富美子訳(昭40.1.15)
- 5 『人権に関する学習のすすめ方』 国立教育会館社会教育研修所(平8)
- 6 『女性の生涯学習』 志熊敦子編 (財)全日本社会教育連合会発行(平5.6.1)
- 7 『男と女変わる力学』 鹿嶋敬著 岩波新書(平元.4.20)
- 8 『女性行政情報ガイド』 静岡県女性関連情報連絡会ネットワークンググループ(平8.3)
- 9 『生涯学習事典』 日本生涯教育学会編 東京書籍(平6.12.24)
- 10 『岩手の男女の意識に関する調査』 岩手県企画調整部(平7.3)
- 11 『いわて女性さわやかプラン』 岩手県(平8.3)
- 12 『ふくおか女性物語』 (財)福岡市女性協会編(平10.10)
- 13 『女性学講座報告集』 国立婦人教育会館編 第一法規(平元.6.30)
- 14 『学習要求の理解』 実務教育出版(昭62.10.28)
- 15 『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』 生涯学習審議会答申(平4.7.29)
- 16 『社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について』 生涯学習審議会答申(平10.9.1)
- 17 月刊社会教育 (平5.9 特集「男女共同参画型社会を考える」)
- 18 月刊社会教育 (平9.8 特集「男女共同参画学習」)
- 19 月刊公民館 (平10.9 特集「ジェンダー学習」)
- 20 imidas '97「女性と社会」 (平9.1.1)
- 21 『生涯学習推進計画立案の視点』 国立教育会館社会教育研修所(平8)
- 22 『学習プログラム立案の技術』 国立教育会館社会教育研修所(平10)
- 23 『現代的課題の学習方法開発』 群馬県生涯学習センター(平11)
- 24 『男女共同参画社会に向けた学習ガイド』 (財)日本女子社会教育会(平11)
- 25 月刊社会教育 (平11.9 特集「男女共同参画社会基本法」)
- 26 『いま人権教育が変わる』 森実著 部落解放研究所(平10.3)
- 27 月刊女性教養 (平11.9 研究レポート「ジェンダーの視点」からみた社会教育実践の現状と課題 新潟中央短期大学助教授 渡邊洋子)
- 28 『女性のエンパワーメントのための学習』 (財)日本女子社会教育会(平9.3)
- 29 『女と男の共同参画社会の形成をめざして』 山梨県教育委員会(平10.3)
- 30 『女性学教育・学習の課題と展望』 上村千賀子 国立婦人教育会館研究紀要創刊号(平9)
- 31 『女性学キーワード』 岩男寿美子・加藤千恵編 有斐閣双書(平10.7)
- 32 『第4回女性問題講座プログラム研究会報告書』 福岡市女性センター(平11.3)
- 33 『学習プログラム事例集及び講師情報』 島根県生涯学習推進センター(平11.3)

共同研究者

主担当 社会教育主事 小山田 厚

副担当 社会教育主事 沼倉 祐子